

# 鬼北町議会 9月定例会

第3回鬼北町議会定例会は9月16、24の2日間で開催されました。会では請願2件、認定13件、議案10件が提案され、請願2件が委員会付託となり、その他の案件については原案のとおり可決、認定されました。

## 議案

- 鬼北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町手数料条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 平成27年度鬼北町一般会計補正予算(第2号)について
- 平成27年度鬼北町用品調達特別会計補正予算(第1号)について
- 平成27年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 平成27年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 平成27年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について
- 鬼北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 財産の取得について

## 認定

- 平成26年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

- 平成26年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算の認定について

- 平成26年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町日吉簡易水道特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町水道事業会計決算の認定について
- 平成26年度鬼北町病院事業会計決算の認定について

## 請願

- 日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条例」の締結のための行動を求める意見書提出についての請願について
- 「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を求める請願について

## 一般質問

### ◆ 程内 議員

#### 【学童保育(放課後児童クラブ)について】

**問** 現存するクラブの現状について  
**答** 平日は放課後から午後6時まで、土曜日と夏季休業日等は午前8時から午後6時まで開設している。利用料は月額5,000円、8月は8,000円で、2名の指導員で運営している。

登録児童数は、小学校開校中は29名、夏休み期間中は8月現在49名で、夏休み期間中を除いた平日の平均利用者は17名となっている。夏休み期間中の1日当たりの平均利用者は27名である。

**問** 三島小学校区への開所予定はないか。  
**答** 新たな施設整備は予定していないが、各地域における放課後子ども対策は喫緊の課題であると認識しており、その対策として、各地区公民館施設を活用した放課後児童対策を検討中である。

**【小学校について】**  
**問** 町内小学校の再編計画について、どのような見解・計画なのか。  
**答** 昨年7月の教育委員会定例会で、7年後の各小中学校児童生徒数の予測、次回以降本案件を継続して審議すること、事務担当課において近隣市町の統廃合状況を調査することなどが話し合われた。これを受けて、昨年11月から南予全市町を回り、各市町の統廃合に至るまでの経緯、検討方法、決定方法などを調査してきた。

さらに保護者や地域の代表の方、学識経験者などから組織する「鬼北町学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、検討していくこととした。この会議では、総合的、長期的な視野に立って適正な学校の規模や配置について検討していきたい。

**【林道延川線について】**  
**問** 県道松野下鍵山線の新設道として、当局に要望すべきではないか。  
**答** 県道下鍵山松野線の整備については、これまでも毎年要望してきたところであり、平成27年度についても知事要望を行い、「未開通区間である古用から延川地区については他の事業箇所を進捗等を考慮しながら、事業化について検討する」という回答が届いている。なお着手時期は、現時点では未定である。

**【避難対策・災害対策について】**  
**問** 公民館だけでなく、各集落で避難者を受け入れることはできないか。  
**答** 避難した被災者に対し必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他生活環境の整備に必要な措置を実施しなければならぬため、職員配置が常時可能な公民館を指定避難所としているところである。

しかし、災害発生時や自主避難する場合、公民館など町が指定した避難所ではなくても、安全が確保され、安否確認ができる場所であれば各集落の集会所施設などを、臨時に避難所として使用することは可能であると考える。なお、その場合には、状況が落ち着き次第、指定避難場所への移動をお願いすることとなる。